

# 介護老人福祉さわやかホームのご案内

## ・・・・・・・・重要事項説明書・・・・・・・・

あなた様に介護老人福祉施設さわやかホームの入所サービスを提供するにあたり、厚生労働省令に基づいて、次のとおり説明します。

### 1. 介護保険被保険者証等の確認

当施設のサービス内容を説明し、入所利用申込書を提出していただくにあたり、利用希望者様の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

### 2. 施設の概要

- |               |                        |     |              |
|---------------|------------------------|-----|--------------|
| (1) 施設名       | 介護老人福祉施設さわやかホーム        |     |              |
| (2) 開設年月日     | 平成13年5月1日              |     |              |
| (3) 所在地       | 香川県さぬき市津田町津田2207       |     |              |
| (4) 電話番号      | 0879-42-1160           | FAX | 0879-42-1161 |
| (5) 管理者名      | 施設長 猪塚 益栄              |     |              |
| (6) 介護保険事業所番号 | 3771100637             |     |              |
| (7) 事業者       | 社会福祉法人津田福祉会（理事長 渡邊 三洋） |     |              |

### 3. 施設の目的と運営方針

介護保険法及び関係法令に基づき、入所利用者様の心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に応じて、介護、相談等日常生活上の世話及び機能訓練並びに健康管理等を行うことにより、利用者様の自立支援、日常生活の充実をはかるとともにご家族様等の介護負担の軽減をはかるとを目的としたサービスの提供及び運営を行います。

この目的を達成するため、当法人の運営理念である『共に「生きる」を楽しむ』のもとにサービスを提供します。

### 4. 職員体制（さわやかホーム全体の職員数）

* 施設長	常勤	准看護師、介護支援専門員	1名
* 医師	非常勤		1名
* 生活相談員	常勤	介護福祉士	1名
* 看護職員	"	看護師（2名）、准看護師（1名）	3名
* 介護職員	"	介護福祉士（11名）、介護職員実務者研修終了（名）	12名
* 機能訓練指導員	"	看護師	1名
* 介護支援専門員	常勤兼務	介護福祉士	1名
* 栄養士	常勤	管理栄養士	1名
* 事務職員	"	介護福祉士	1名
* 庶務職員	非常勤		2名

## 5. サービス内容

当施設は、入所利用者様に対して、次の各号の各種サービスを提供します。

- (a) 施設サービス計画（施設ケアプラン）の作成、それに従ったケアの実施
- (b) 食事サービス（糖尿、腎臓、肝臓等特別食サービス。流動食等から普通食への自立支援ケア）
- (c) 入浴サービス（一般浴、車イス浴、ストレッチャー等）
- (d) 排泄サービス（トイレへの誘導・移動介助、失禁介助、排泄の自立支援）
- (e) 診察、健康管理、看護
- (f) リハビリテーション（機能訓練、レクリエーション等）
- (g) 口腔ケアサービス（咀嚼・嚥下力の改善等）
- (h) 生活相談サービス（入所、施設生活、外泊、外出、退所時の支援等）
- (i) 介護保険関係その他行政手続等の代行
- (j) 利用者様のご希望による理容（有料）
- (k) 利用者様及びご家族様のご希望による金品の管理

## 6. 入所定員等

- (1) 入所定員 30名
- (2) 居室数 個室：4 2人部屋：3 4人部屋：5

## 7. 利用料（利用者様負担額）

別紙「介護老人福祉施設さわやかホーム 入所利用者様負担金」による利用料

- ( 利用料については、今後の光熱水費等諸物価の動向、介護保険法の改定等により変更することがあります。)

## 8. 協力医療機関等

* 協力総合病院	さぬき市民病院	さぬき市寒川町石田東甲387
	阪本病院	東かがわ市川東103-1
* 協力歯科医院	合田歯科医院	さぬき市津田町津田922-2

## 9. 施設利用者様の規律

施設ケアプラン等で定められた日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、お互いの親睦につとめます。

診察、薬の服用、機能訓練等について、担当職員の指示どおり行います。

喫煙、火気の使用、外出、外泊等を行うときは、必ず担当職員の許可を得ることとします。

職員と協力して、施設内の清潔、整頓、環境衛生の向上に努めます。

みだりに大声を出したり、口論や不適切な飲酒等はいりません。

施設に相談なく多額のお金を持ち込むことや、金品の貸し借り等はいりません。

施設内で、営利行為、宗教勧誘、政治活動等はいりません。

## 10. 緊急時の対応

利用者様の心身の状態が急変した場合、施設の嘱託医又は看護職員が協力病院等での受診を指示することがあり、その場合はご家族様などに連絡をして病院への付添をお願いしますが、緊急を要する場合は、その付添を待たずに受診し又は入院になることがあります。

## 1.1 . 事故発生時の対応

施設サービス提供中に事故が発生した場合、直ちに利用者様の傷害等に対する対策を講ずるとともに速やかにご家族様、関係行政機関に連絡をします。

事故による傷害等につきましては、事故発見者が直ちに医師・看護職員等に報告し、医師の治療又は医師の指示による応急処置もしくは病院への搬送等必要な措置を講じます。

事故の発生、発見、対応、事故原因等について、できるだけ早く事故報告書に記載し、関係ご家族様に速やかに説明するとともに、同様事故の再発防止対策を講じます。

施設の責に帰すべき事故により利用者様等が損害を受けた場合は、施設はその当事者様に損害を賠償します。利用者様等の責に帰すべき事故により、施設等が損害を受けた場合は、その事故原因者に損害の賠償を求めることがあります。

## 1.2 . 虐待防止について

事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して必要な研修を実施します。

## 1.3 . ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

利用者または家族が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

## 1.4 . 苦情又は要望等の受付

当施設の運営、職員等に対する苦情やご要望は、次の窓口で受け付けます。

\* 施設事務室 TEL 0879-42-1160 担当：猪塚施設長 松岡生活相談員

\* 1階事務室に設置している「苦情受付箱」に投函していただいても結構です。

上記の当施設受付窓口以外に、下記の第三者委員等に対して、口頭、電話、郵便等で苦情や要望を申し出ることができます。

\* 津田福祉会評議員 村上雅幸 TEL0879-42-5656

\* 津田地区民生委員児童委員会 國方光廣 TEL0879-42-5031

\* 香川県国民健康保険団体連合会 TEL087-822-7453

\* 香川県長寿社会対策課 TEL087-832-3266

\* さぬき市長寿介護課 TEL0879-26-9904

申し出いただいた苦情又は要望については、「さわやか介護サービス苦情解決制度実施要綱」にもとづき、苦情受付書に記録し、苦情解決責任者（施設長）の責任のもとに苦情解決検討委員会での検討、苦情受付日から15日以内での苦情申出人との話し合い（必要な場合は第三者委員の立合）等によって速やかな改善を行い、苦情解決記録簿に記録します。

苦情解決結果、苦情処理状況については、第三者委員に報告するとともに、個人情報に関するものを除き、事業報告書、広報誌等に掲載して公表します。

## 1.6 . 看取り介護について

利用者様が人生の終焉を迎えた時に、ご本人及びご家族様の意向を尊重したケアを実施することで安らげる生活の場を提供します。

身体的、精神的な苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、必要以上の延命治療を行わず施設で最期を

迎えられるよう下記の通り援助を受けることができます。

嘱託医師の協力のもと、各職員は利用者様の尊厳と権利を守ることに充分配慮しながら介護にあたります。

嘱託医師、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、介護支援専門員、管理栄養士、生活相談員が協働で看取り介護に関する計画書を作成し提示します。必要に応じてケアプランの見直しやカンファレンスを行い、ご家族様と密な連絡をとります。

看取り介護中であっても、ご家族様が希望される場合は、中止して病院へ入院していただくことも可能です。

施設には常勤医師の配置はなく、夜間、看護職員が不在の時もありますが、緊急時の対応については、自宅待機の看護職員を配置し、24時間看護職員との連絡体制が確保されています。

死亡時は、嘱託医師が死亡確認を行います。日中、嘱託医師が職務中など直ちに来られない場合もあります。その際はお待ちいただくこともあります。

看取り介護については、利用者様が終末期に入ったと判断された時点で、再度ご家族様に説明させていただきます。内容をご確認の上、看取り介護を希望される場合は同意書をいただきます。

<p>慢性疾患や加齢に伴う機能低下等により、心身が衰弱し医学的回復の見込みがないと医師が判断した場合、嘱託医師によりご家族様へ病状や治療方針の説明を行います。</p>
---